

様式第2号（第5条関係）

26年3月17日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦 様

栗山町議会議員

鵜川和彦 

このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 平成26年2月28日 ～ 平成26年3月2日まで
- 2 旅 行 先 東京都
- 3 目 的 政務調査
- 4 関係書類 別紙のとおり

1日目

3月1日(土)

13:30~16:30

議員の発言について

- 一般質問の意義と範囲
- 質問通告書、一問一答など
- 質疑と質問の相違点

2日目

3月2日(日)

9:30~11:30

議員定数問題の本質とは

- 議員定数の要件・留意点
- 議員定数を考える根拠等
- 各議会での考え方や推移

議会改革集中講座

— in 東京 —

3日目

3月29日(土)

13:30~16:30

議会基本条例の意義・役割

- 議会基本条例策定の効果
- 議会報告会、市民討議会
- 反問権、自由討議の導入

4日目

3月30日(日)

9:30~11:30

議員報酬をもう一度考える

- 議員報酬の意義や歴史
- 議員報酬を巡る状況
- 議員報酬算定の基準方式

講師紹介



ひろせ かずひこ
廣瀬 和彦

明治大学政治経済学部講師
明治大学公共政策大学院講師

《著書》

- 地方議会議員ハンドブック《第1章及び第3章執筆》(ぎょうせい・H19年)
- 100条調査ハンドブック(ぎょうせい・H20年)
- 政務調査費ハンドブック(ぎょうせい・H21年)
- Q&A地方議会議員ハンドブック(ぎょうせい・H24年)

日 時	平成 26 年 3 月 1 日
視 察 先	地方議員研究会
調 査 事 項	議員の発言とは
対 応 者	廣 瀬 和 彦
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背 景 ② 特 徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策 提言、課題な ど)	「議員の発言とは」というテーマで廣瀬和彦先生の講演をきいた。一般質問とは、議員が特定の議案とは関係なく当該団体の行政事務全般について、原則として口頭で執行機関の見解を求めることである。その3つの機能とは、 ①当該団体の事務全般を対象にして聞くことができる。 ②定例会で行い臨時会では、付議事件を集中して審議するため認められない。 ③当該団体の事務についての疑問点と自己の意見を述べることができる。 質問通告書については、会議規則62条2項に規定されている。留意事項として ①質問通告書は、詳細に記載すること。 ②議会運営委員会で質問通告書の提出期限を決定すること。 ③傍聴人に質問通告書を配布することが適当であること。 ④議員は、質問通告事項をすべて質問する義務はないこと。 ①について詳しく書くと執行部が優位になるのではないかという危惧があるが、答弁は、質問議員を通して住民に応えるものであるという質問の本質を考えるべきである。また、議会は、執行機関に対し監視権をもっており、質問は、その監視権の具体的な発動である。 議長および議会事務局長、主張の個人的見解は馴染まない。

日 時	平成 26 年 3 月 2 日
視 察 先	地方議員研究会
調 査 事 項	議員定数の本質とは
対 応 者	廣 瀬 和 彦
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背 景 ② 特 徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策 提言、課題な ど)	まず、受講者の多さにびっくりしました。 廣瀬和彦先生の人気の高さの証明であると思いました。 定数については、予想した通り合理的理由を得ることは出来ませんでした。 議員定数の本質としては、まず、議会の機能を発揮できる組織体を形成できるかどうかということである。それは、 ①議事機関としての機能が発揮できるか？ ②立法機関としての機能発揮できるか？ ③監視機関としての機能発揮できるかどうか？である。 そして、前提として議員定数を考えるに当たっての要件があると思います。それは、 ①会議体としての議会の能率的な運営 ②多数の住民が推す優れた人材の選出 ③地方公共団体の組織全体との均衡 ④議会の機能を発揮できる組織体 上記以上のことがあげられる。 いずれにしても地方自治法91条にあるように、市町村の議員定数は、条例でさだめられるのである。 平成23年の法改正で議会制度の自由度を高め、議会機能を充実、強化させる見地から法定上限制度が撤廃された。 しかし、議員定数を考えるにあたって ①歳出に占める議会費の割合 ②定数減少にかかる監視機能への影響 ③面積、人口にかかる多様な住民意見の議会への反映の可否を十分に留意しなければなりません。 定数問題には、公聴会、参考人招致等活用しなければならないが、当議会はすでに終了している。

日 時	平成26年3月29日 13時30分～16時30分
視 察 先	東京都
調 査 事 項	議会基本条例の意義と役割について
対 応 者	廣瀬和彦
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策 提言、課題な ど)	我が栗山町議会は議会改革の先進地と言われています。 議会基本条例の制定過程を見てみると栗山町は、改革先行型と言うべきか？条例制定以前から議会改革を継続して行うことにより積み重ね、これらの議会改革を将来にわたっても持続させるとともに、さらなる議会改革を継続するために条例として改革の理念と成果を制度化したものである。 しかし、多くは、他の自治体における先進的な議会改革を条例に盛り込み、条例の制定を契機として議会改革に取り組むことを目指すためのものとしてある。 議会基本条例の留意点として4つあげている。 ①自由討議 ②反問権 ③文書質問 ④議会報告会である。 ③文書質問は当議会では、あまり該当しないので、②反問権④議会報告会では、当議会で検討済のことばかりであった。 廣瀬和彦先生が何度も言っていたのは、議会報告会に参加してくる住民の数や属性の偏りを考えるとそのまま言っていることを取り上げるのは禁物かも。 ①自由討議については、とても勉強になった。 自由討議の時期と回数では、本会議では、「委員長報告に対する質疑が終了した後が適当」であり、委員会では、「提案理由の説明、それに対する質疑が終了した後が適当」である。 当然、自由討議なので一回ではダメで、複数回数が望ましいのは当然である。 国会でも過去に採用されていたようであるがやめた。 それは、議案審議が滞ったりしたことが原因ではないか？議員間に互譲がなければ、単に自己の意見をのべ、自己と異なる立場の議員を批判するだけの場になってしまう恐れがある。 また、低調に終わる場合、議員の勉強不足が露になる。 それに打ち勝ち、議案審議の充実が促進されるような自由討議を実現したいと思います。

日 時	平成26年3月30日 9時30分～11時30分
視 察 先	東京都
調 査 事 項	役員報酬をもう一度考える
対 応 者	廣瀬和彦
1. 視察目的	今さらながら廣瀬和彦先生の人気には驚いた。
2. 視察内容	また、昨日の資料に自分の反問権行使の栗山町議会だよりが載っていたことも恥ずかしく、また、驚いた。
① 背景	
② 特徴	今回当議会も報酬についても、結局現状維持であった。
3. 主な質疑	当議会も政策・施策に対し提案していないことを考慮すれば仕方がない感じがするが、当選するとみんな一律に報酬が同じというのも違和感がある。
4. 考 察 (感想、政策 提言、課題など)	政務活動費については、使わなければ返還しなければならない、改定の余地がある。ここで、議員報酬の概念を確認しておきたい。一般的に、報酬とは、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付のことであるが、議員報酬となるとそのほかに、その地位に対し、職務と責任に応じて与えられる給付的性格を有する広い概念で用いられている面もある。その決定要因から考えると①財政事情②住民所得水準③類似団体との比較均衡④世論の動向である。栗山町議会のその要因から考えると適当か。 ここで、五木村の取り組みが興味深い。 五木村の議員報酬は、月額 213,000 円でその 8 割にあたる 170,000 円を毎月支給し、残り 2 割を成果報酬の原資とする。議長が任命する村民 5 人以内で作る評価委員会が村議の働きを年度末に査定。評価/優秀 516,000 円(満額支給)・やや優勢 387,000 円・良好 258,000 円(半額支給)・やや良好 129,000 円普通 0 円 評価対象項目 ①各種委員会委員長の会議運営 ②協議会・委員会での質問、質疑の内容 ③一般質問、質疑の内容 ④政策提案 ⑤地域活動への参加 ⑥議会改革への取り組みの有無である。一考の余地あり。 議員報酬算定の基準方式も参考になった。 ①町政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方 ②執行部職員の給与を基準とする考え方 ③国会議員の歳費を基準とする考え方 ④日当制を根拠に算出する方法 ⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方 ⑥比較方式 ⑦議会費の割合を一定とし算出する方法である。 当議会で行った北海道大学大学院方式は、定量的ではあるが、定性的ではないが①は、難しい。